

## 平成 24 年度 財政健全化比率及び資金不足比率の公表

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、監査委員の審査を経て、9 月定例町議会に報告しました。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により公表いたします。

### 1. 健全化判断比率

| 4 指 標     | 安 平 町             | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|-----------|-------------------|---------|--------|
| ①実質赤字比率   | -<br>( - )        | 15%     | 20%    |
| ②連結実質赤字比率 | -<br>( - )        | 20%     | 30%    |
| ③実質公債費比率  | 12.2%<br>(13.4%)  | 25%     | 35%    |
| ④将来負担比率   | 89.4%<br>(110.6%) | 350%    |        |

( ) 内は前年度です。

①実質赤字比率については、一般会計において 1 億 193 万円の黒字であり、実質赤字は生じていないことから該当しません。

②連結実質赤字比率については、国民健康保険事業特別会計ほか二つの公営事業会計で実質赤字は生じていないうえ、簡易水道事業特別会計ほか一つの公営企業会計においても資金不足は生じていないことから、連結実質赤字比率は黒字になっており該当しません。

③実質公債費比率は、前年度の 13.4%から 1.2%改善しています。

④将来負担比率については、前年度の 110.6%から 21.2%改善しており、早期健全化基準の 350.0%を大幅に下回っているため問題はありません。

健全化判断比率については、4 指標とも早期健全化基準を下回り、健全な水準となっています。

## 2. 資金不足比率

| 公 営 企 業 会 計 名 | 安 平 町      | 経営健全化基準 |
|---------------|------------|---------|
| 簡易水道事業特別会計    | —<br>( - ) | 20%     |
| 公共下水道事業特別会計   | —<br>( - ) | 20%     |

( ) 内は前年度です。

資金不足比率についても、各特別会計ともに実質収支は黒字であり、資金不足を生じた公営企業はありません。

## 3. 健全化判断比率及び資金不足比率とは

### (1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計の赤字額を町税や地方交付税等の財源の規模と比較して指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

毎年4月に始まり3月に終わる町の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳出に対して歳入が不足し、赤字が生じることは望ましくありません。この赤字を解消するには、翌年度の歳入を充てる繰上充用や、翌年度に支払を延ばす支払繰延などがあり、実質収支は赤字となります。赤字額を翌年度において、歳入確保又は歳出削減ができなければ、更に赤字額が累積していくことになります。

### (2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字と黒字を合算して、町全体の赤字の程度を把握するため、町税や地方交付税等の財源の規模と比較して指標化し、地方公共団体全体としての財政運営悪化の度合いを示します

地方公共団体の会計は、一般会計の他に料金収入等を主な財源として事業を実施している水道や下水道といった公営企業など複数の会計に分かれています。

一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況は良いとは言えません。例えば、水道料金を財源として独立採算で行っている水道事業の赤字額は、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を与えかねません。

### (3) 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度(危険度)を示します。

一般会計の借入金や公営企業等ほかの特別会計の借入金に対しての一般会計から繰り出す経費、また、近隣町との組合により整備したゴミ処理関係施設に係る負担金なども一般会計の負担となります。こうした借入金、負担金を合算し、一般財源の標準的な規模と比較して指標化したもので、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、一般会計の資金繰りが危険な状態になります。

### (4) 将来負担比率

一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の内、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

一般会計が将来支払っていく負債には、町の長期借入金残高のほか、公営企業など他会計の借入金残高のうち、一般会計が負担するもの、また、一部事務組合に係る借入金のうち、町の負担分などがあります。こうした現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したもので、この比率が高い場合、財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

### (5) 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。

公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表したもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなります。

## 4. 算定結果の分析

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、国民健康保険事業特別会計が赤字となりましたが、一般会計及び5特別会計の実質収支は黒字決算となったことから算定できません。

### (1) 実質公債費比率

前年度と比較すると1.2%減少していますが、改善の要因は、公債費に準ずる債務負担行為の支出額の減少によるものです。実質公債費比率は、次表のとおり年々減少しています。

|          | 単年度実質公債費比率 | H24 実質公債費比率      | H23 実質公債費比率      |
|----------|------------|------------------|------------------|
| 平成 21 年度 | 15.2       | 12.2<br>(3 カ年平均) | 13.4<br>(3 カ年平均) |
| 平成 22 年度 | 13.0       |                  |                  |
| 平成 23 年度 | 12.3       |                  |                  |
| 平成 24 年度 | 11.3       |                  |                  |

実質公債費比率の早期健全化基準は 25% ですが、18% を超えると各種事業の実施にあたっての借入金 が 国 の 許可 を 要 する こと から、さらに改善することを 目指 して います。

平成 19 年度 から 認め ら れ た 繰上償還の補償金免除制度の活用や国庫補助事業 町負担分の償還金の繰上償還等で、利子分の削減と併せて実質公債費比率を 下 げ ています。

## (2) 将来負担比率

前年度の 110.6% と 比較 すると 21.2% 改善 し 89.4% となりました。早期健全化 基準は 350% である こと から、「安全ライン」にある と言 えます。平成 24 年度 は 学校給食センター建設などの大型事業があり、借入金の額は、平成 23 年度 と 比較 すると 約 6 千万円増の 9 億 6,127 万円 とな っています。平成 23 年度末の借 入金残高 99 億 983 万円が、平成 24 年度末では 100 億 9,979 万円と 1 億 8,996 万円 増えましたが、その借入金には過疎債や合併特例債といった、後年度に交 付税措置のある借入が多く、将来的に交付税措置を受けられる額は、平成 23 年度 の 87 億 4,806 万円より 7 億 1,978 万円増の 94 億 6,784 万円 とな ります。

将来負担すべき実質的な負債額は、平成 24 年度決算時で約 35 億円であり、 単年度の標準財政規模 46 億円以内になっています。

安平町は、市町村合併により合併補助金、交付税の特例、合併特例債や 早来地区での過疎債の適用など多くの優遇措置を受けています。しかし、 社会情勢は 1 市町村ではどうしようもないほど変化し、町の財政にも大き く 影響 しています。現在は、国の交付金制度や地方交付税の前年度並みの 交付などにより他の自治体と比べると、比較的安定した財政運営は可能で すが、今後 に 備 えて 行政の在り方、事務事業の見直し、住民との協働体制 など を 合併の優遇措置が切れるまでに検討していく必要があります。

### ※用語解説

1. 合併特例債とは、市町村合併後の地域振興や旧地域間の格差是正等のため認められる借入金 で、安平町では平成 32 年度まで借り入れることができ、借入の 7 割が交付税措置されます。
2. 過疎債とは、過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けた過疎地域が、自立促進することで 住民福祉の向上や地域格差を是正するための借入金で、借入の 7 割が交付税措置されます。

問合せ先 : 企画財政課財政グループ (早来庁舎)  
電話 : 22-2751 (直通)